

地球温暖化対策基本法案に関するアンケート調査結果

社団法人 関西経済連合会

【概要】

1. 地球温暖化対策のための具体的施策について

○キャップ&トレード型国内排出量取引制度に対しては、「上限（キャップ）を公平に設定できない」という問題点について、「そう思う」と回答した企業は61.0%と過半を占めている。また、地球温暖化対策税、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度に対しても、「二重課税となる」や「産業、雇用、生活への影響が大きい」などの問題点について、「そう思う」と回答した企業が過半を占めている。これら施策については、導入の是非を含め、慎重な議論が必要であるとの意見が強いといえる。

2. 温室効果ガス排出量の削減目標について

○温室効果ガス削減目標（2020年に90年比25%削減）については、すべての主要国の参加と意欲的な目標の合意などの「前提が満たされるなら実現すべき」と考える企業が57.1%となっている。わが国だけが突出した不公平な削減目標を掲げることに對して否定的な意見が強いといえる。

3. 地球温暖化対策基本法案に対する評価

○地球温暖化対策基本法案への賛否については、「反対」（24.7%）が「賛成」（16.6%）を上回っている。また、「どちらとも言えない」「わからない」が合わせて57.8%となっている。これは法案の内容や効果について政府の説明が不十分であり、国民的議論が不足しているといえる。

4. 基本法案が企業に与える影響

○基本法案が成立した場合に企業に与える影響としては、規模や業種を問わず、「生産・調達のコストアップとなる」が68.5%と最多となっている。大多数の企業がコスト面でのマイナス影響を強く懸念しているといえる。

5. 施策決定にあたり必要な事項

○個別の施策決定にあたっては、規模や業種を問わず、「対策に必要な国民負担の具体的な提示」（68.2%）および「対策の効果の提示」（58.4%）を必要とする企業が過半を占めている。今後、政府は国民負担と効果について明確なものを提示し、国民的議論を行っていくことが強く求められているといえる。

【調査結果】

別紙参照

以上

【別紙】地球温暖化対策基本法案に関するアンケート調査結果

調査要領

調査の目的：地球温暖化対策基本法案に対する企業の考え方を集約し、関西経済界としての意見表明・政策提言に反映させる。

調査時期：2010年5月12日～6月1日

調査対象：関経連法人会員 1,170社

調査方法：送付・回収ともFAXによる。

集計対象：上記調査対象のうち6月1日までに回答のあった 308社（回収率 26.3%）。内訳は下記のとおり。

規模別	大企業	171社	産業別	製造業	157社
	中小企業（注）	113社		非製造業	145社
	不明・分類不能	24社		不明	6社

注．製造業については資本金3億円未満、非製造業は同1億円未満を「中小企業」として集計している。

調査結果

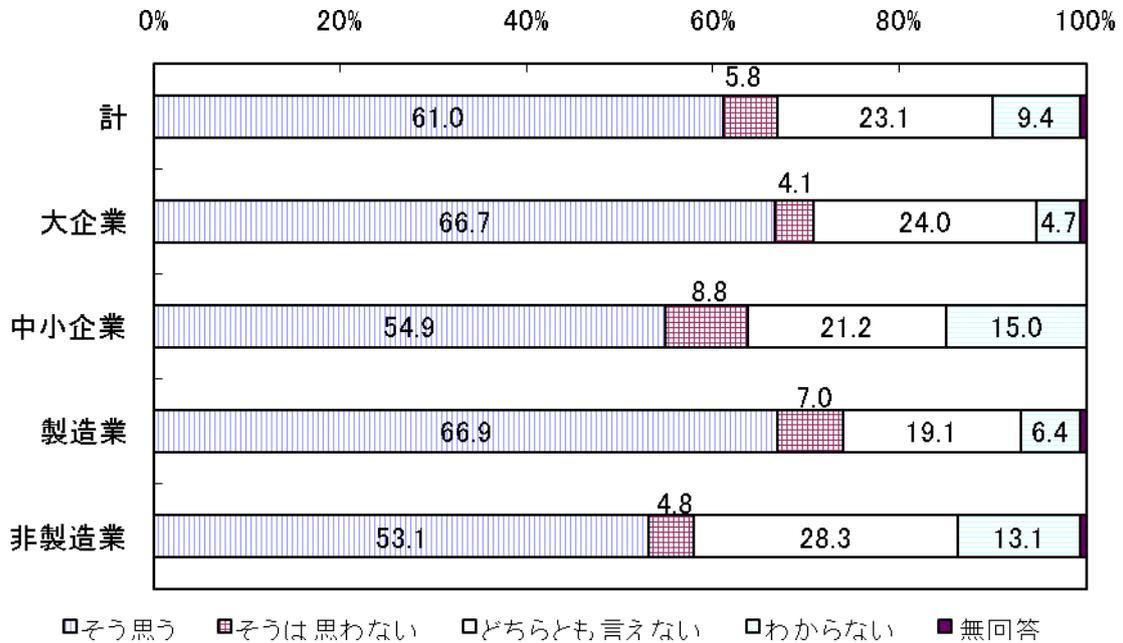
1. 地球温暖化対策のための具体的施策について

地球温暖化対策基本法案に盛り込まれている、キャップ&トレード型の国内排出量取引制度、地球温暖化対策税、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度に対してはさまざまな問題点がある。たとえば、キャップ&トレード型の国内排出量取引制度に対しては、「上限（キャップ）を公平に設定できない」という問題点について、「そう思う」と回答した企業は61.0%であり、「そうは思わない」（5.8%）を大きく上回る。その他の施策の問題点に対してもほぼ同様の傾向であり、「二重課税となる」や「余裕がある者との格差が生じる」など概ね50～60%が「そう思う」と回答している。

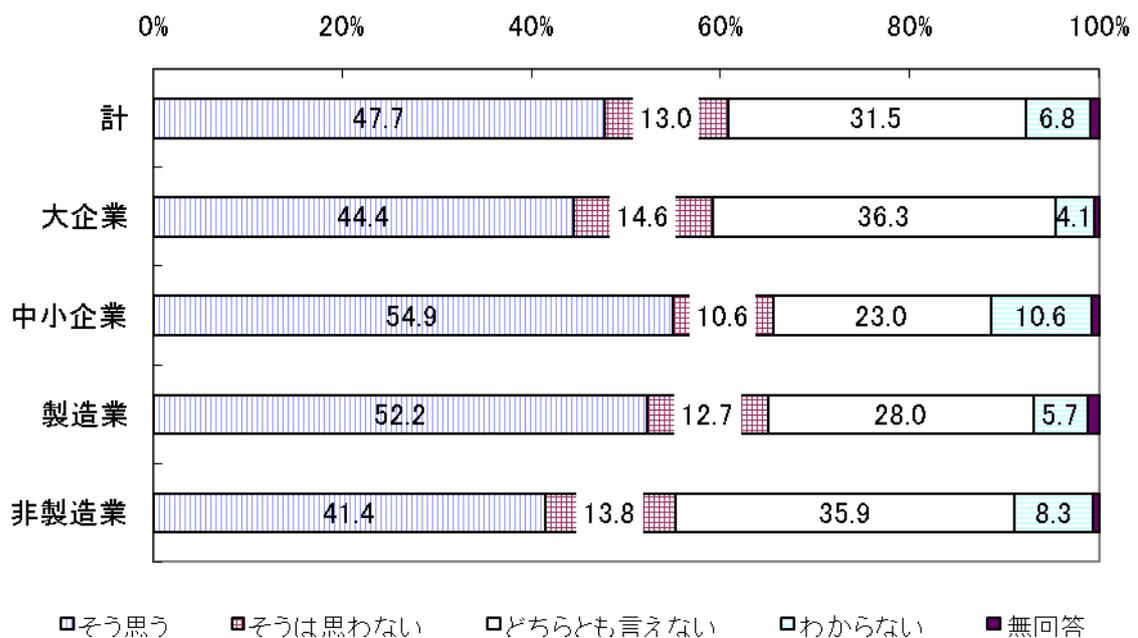
法案に盛り込まれている具体的施策に対しては、企業は総じて否定的に捉えていると言える。また、大企業よりも中小企業の方が、総じて「そう思う」と答えた企業の割合が高くなっており、施策に対してより批判的である。

キャップ&トレード型国内排出量取引制度

①排出者に対して排出量の上限（義務量）を公平に設定することができない

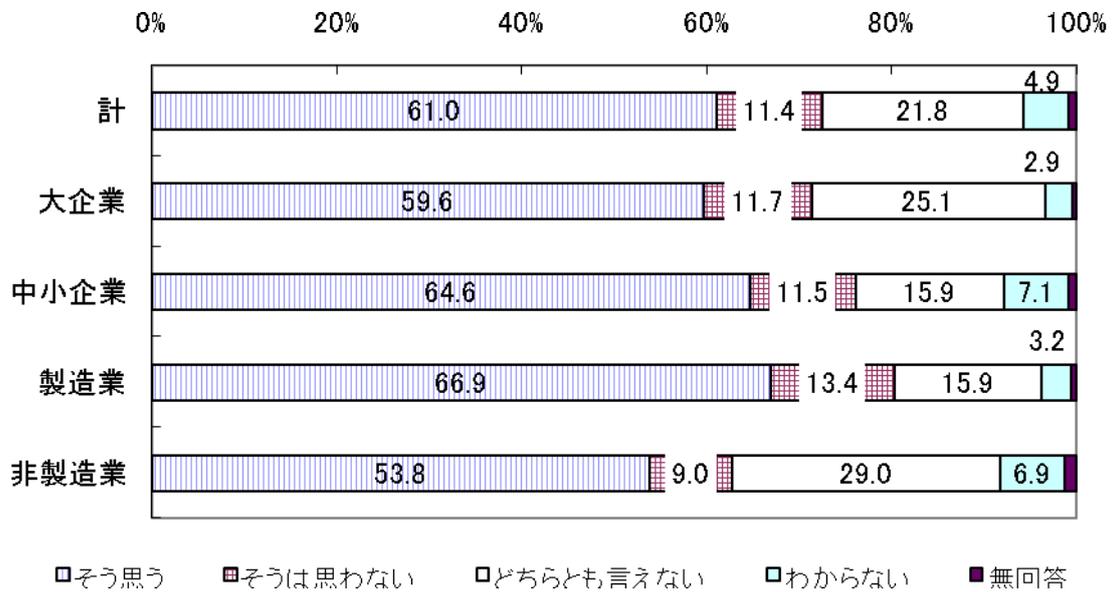


②取引制度が単なるマネーゲームとなり、結果として排出量が減るとはかぎらない

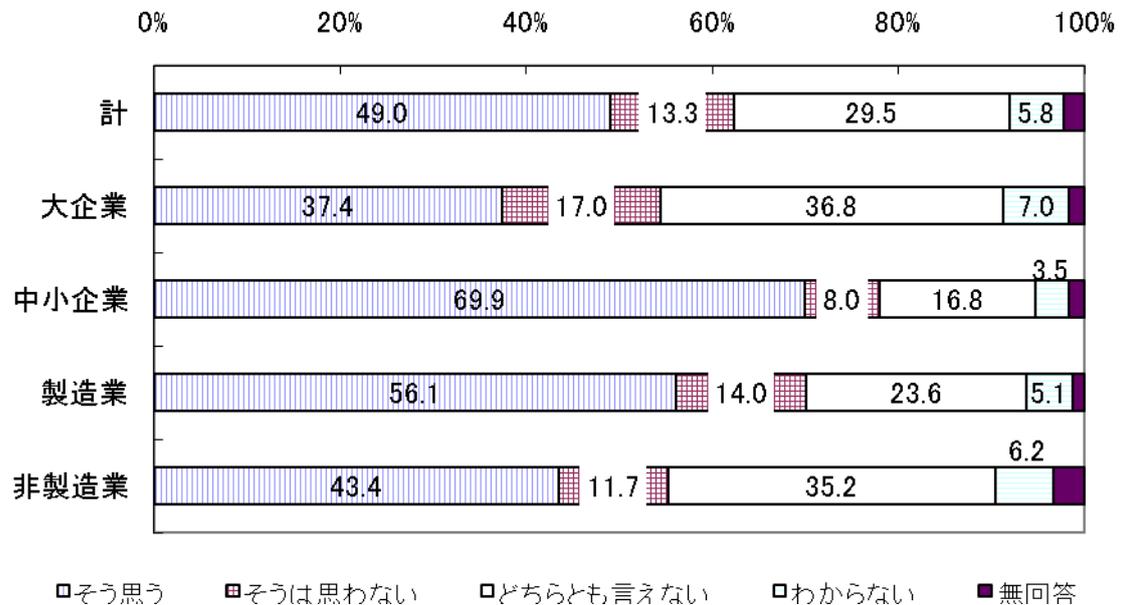


地球温暖化対策税

①石油石炭税、揮発油税など類似の税との二重課税になる

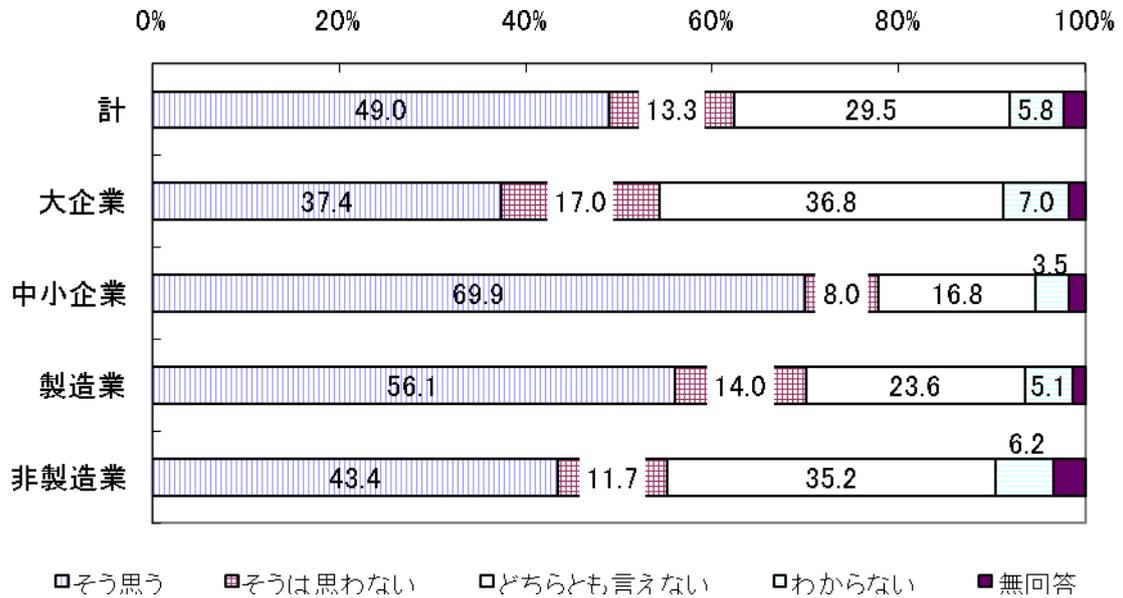


②税の使途が明確ではなく、温暖化対策につながらない

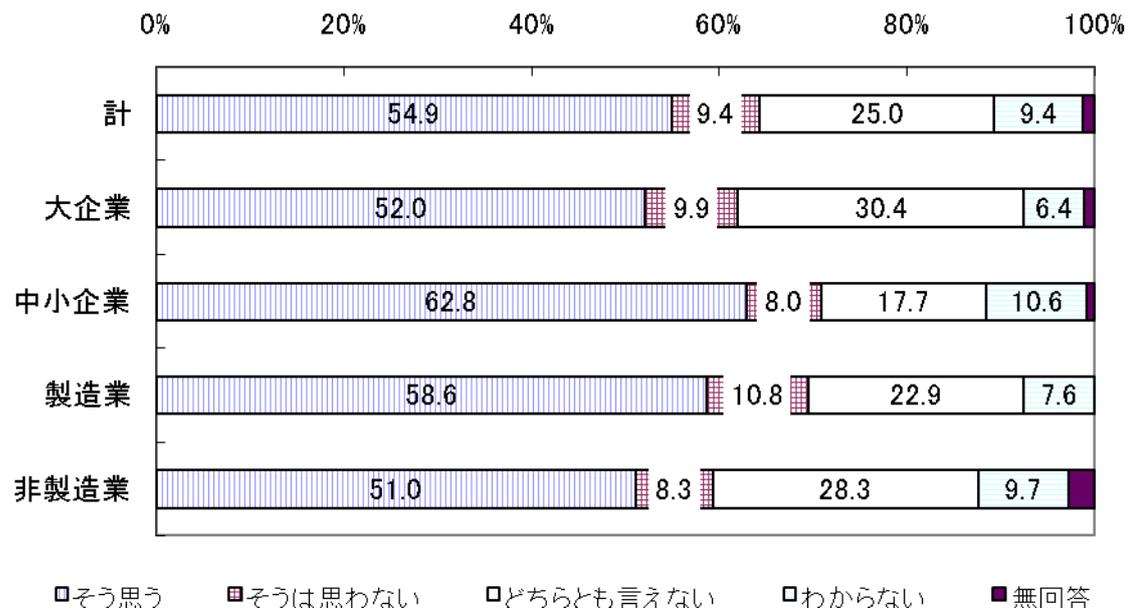


再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度

①初期投資の費用が大きく、投資への余裕がある者との格差が問題である



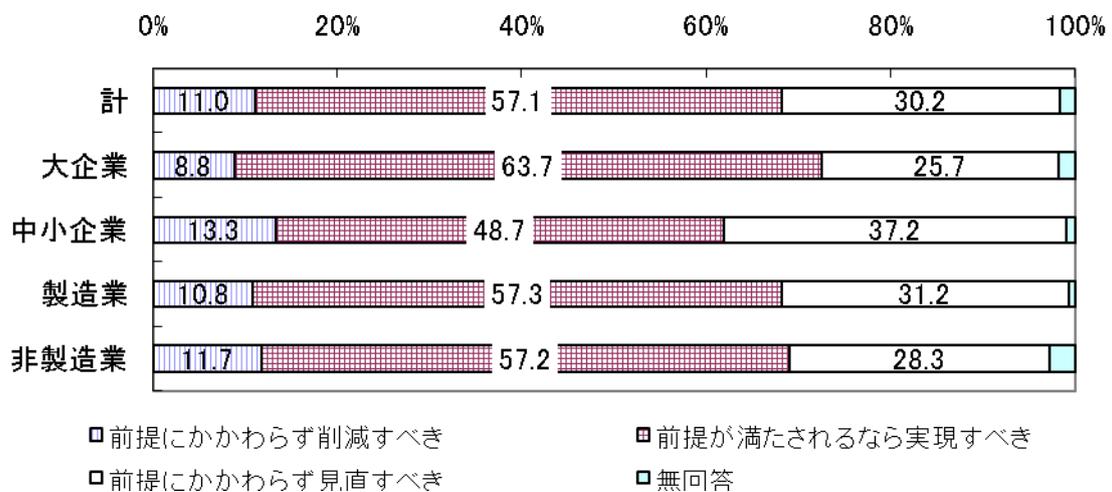
②買取費用の企業や国民の負担額が多額となり、産業、雇用、生活への影響は極めて大きい



2. 温室効果ガス排出量の削減目標について

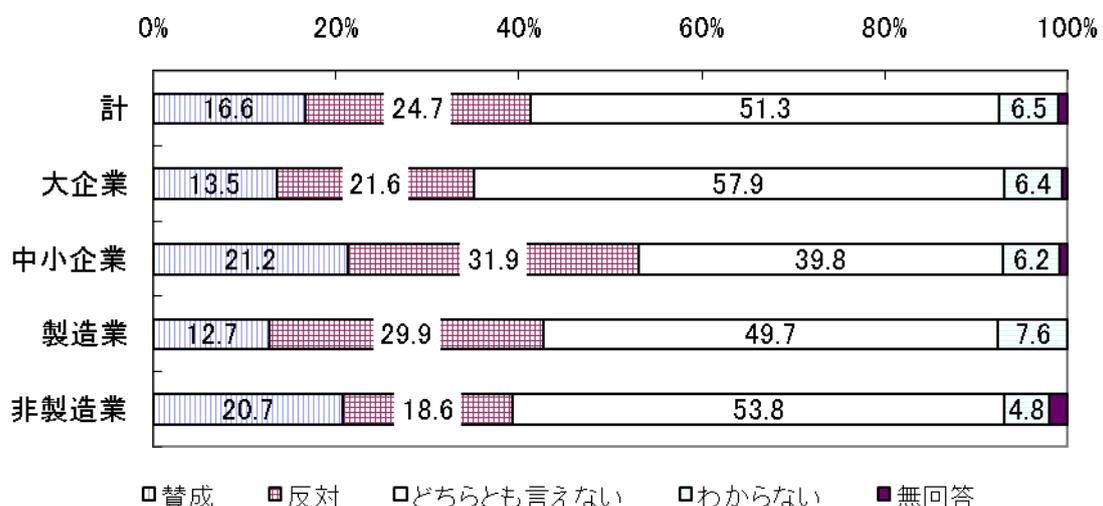
政府は、2020年までに1990年比で25%の温室効果ガス排出量の削減目標を国際的に表明している。この目標については「(米国・中国など)すべての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの構築および意欲的な目標の合意」が前提となっており、削減目標の数値と併せて法案に明記されている。

この削減目標と前提との関係については、「前提が満たされるなら実現すべき」が57.1%と最も多く、わが国だけが突出した削減目標を掲げることに 대해서는否定的な回答が多い。また、「前提に関わらず見直すべき」との回答も30.2%を占め、削減目標そのものが高すぎると考える企業も少なくない。



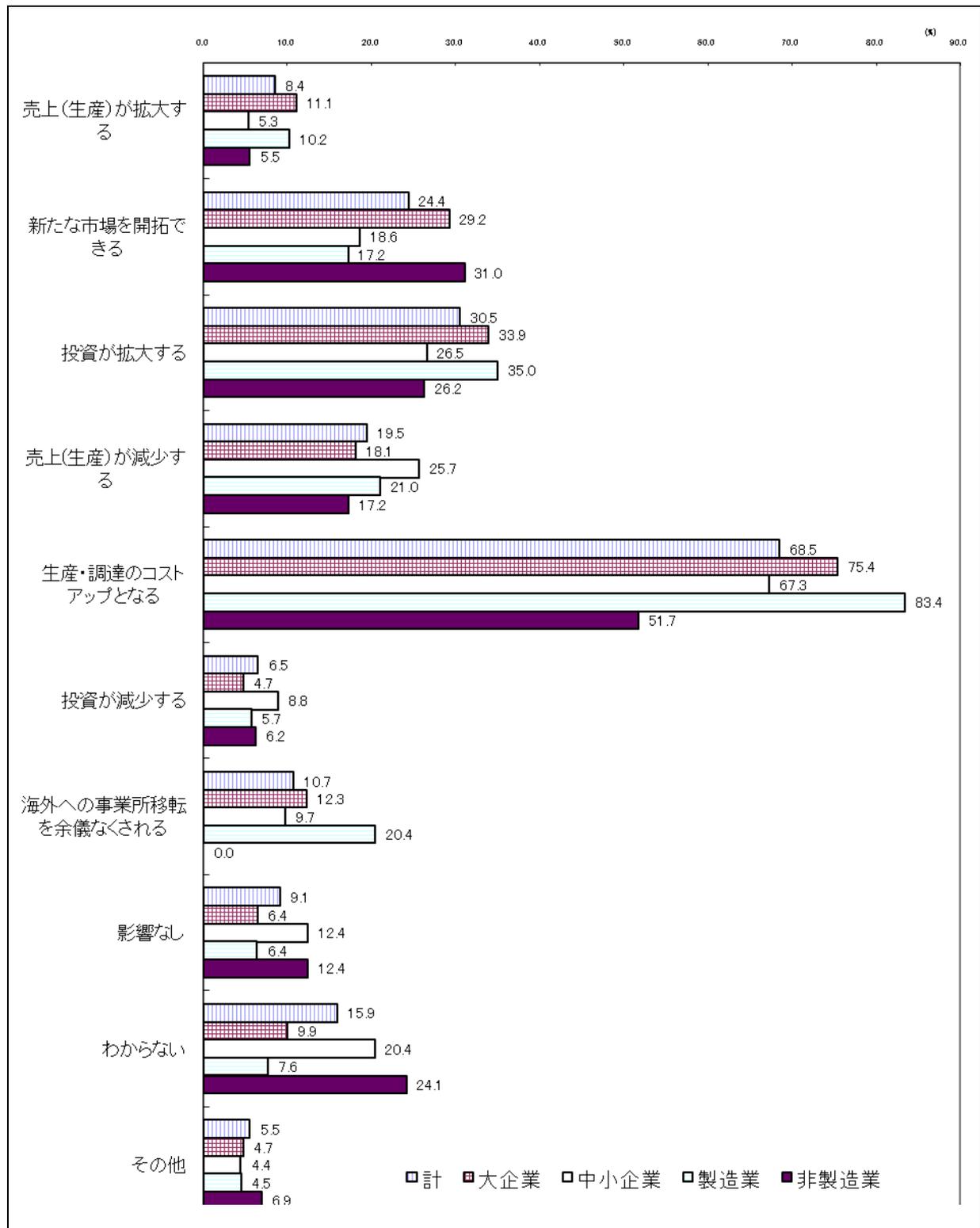
3. 地球温暖化対策基本法案に対する評価

法案全体に対する評価としては、「反対」(24.7%)が「賛成」(16.6%)を上回る。また、「どちらとも言えない」(51.3%)が過半数を占め、法案の内容や効果に関する周知が不足していること、国会での審議も含め、国民への説明が不十分であることがうかがえる。



4. 基本法案が企業に与える影響（該当する3項目の複数回答）

法案が成立した場合に企業に与える影響としては、規模・産業を問わず、「生産・調達のコストアップとなる」が圧倒的に多くなっている。一方、「投資が拡大する」「新たな市場を開拓できる」と肯定的に考える企業も少なくない。なお、「海外への事業所移転を余儀なくされる」とする企業は、非製造業では皆無であるが、製造業では20.4%にのぼる。



5. 施策決定にあたり必要な事項（該当する2項目の複数回答）

地球温暖化対策基本法が成立しても、個別の施策を講じていくためには、別途法律の制定や改正が必要となるが、そうした施策決定にあたって必要なこととしては、規模・業種にかかわらず「国民負担の提示」（68.2%）、「対策の効果の提示」（58.4%）を挙げる企業が多い。なお、大企業では「府省間の調整」を必要と考えるのに対し、中小企業では「対話による意見聴取」を挙げる企業が多い。

